

## 告 示

### 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和三年十一月二十四日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 矢部 政実

第五号	指定番号
第一項第五号	指定に係る道路の種類
建築基準法第四十二条	指定の年月日
令和三年十一月二十四日	指定に係る道路の位置
埼玉県児玉郡上里町大字七本木字本郷下三千四十六番一	指定に係る道路の延長 (単位メートル)
三十・七四	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)
五・〇〇	